

消 食 表 第 9 3 号
令 和 元 年 6 月 7 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公 印 省 略)

特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）が令和元年 6 月 7 日に公布されました。同法第 1 条の規定により、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）が一部改正され、特別用途食品の表示許可申請に係る都道府県経由事務が同年 9 月 7 日から廃止されます。

これを踏まえ、「特定保健用食品に関する質疑応答集について（平成 28 年 1 月 8 日付け消食表第 5 号）」を別紙新旧対照表のとおり一部改正し、令和元年 6 月 7 日（ただし、問 14 及び問 19 の改正並びに問 73 及び問 75 の削除については、令和元年 9 月 7 日）から施行しますので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知をお願いします。